

Topic5 NPO法人自然花が子ども若者育成・子育て支援功労者として表彰



NPO法人子育てふれあいグループ自然花が、子ども若者育成・子育て支援功労者表彰(内閣府特命担当大臣表彰)を受賞しました。

自然花は高齢化傾向にある木口屋集落を活動拠点に、親子を対象としたカウンセリングや自然体験活動を中心とした子育て支援活動を行っており、それらが青少年の健全育成や地域の活性化、高齢者の生きがいづくりなど、異年齢の交流を通じた幅広い活動となっている点が評価されました。自然花の大脇治樹代表は「たくさんの方の支援をいただいている今回の受賞だったと思います。“安心して子育てのできるまち枕崎”を目指して、これからも頑張りたいです」と話していました。

Topic6 田畑子ども会が県優良少年少女団体として表彰

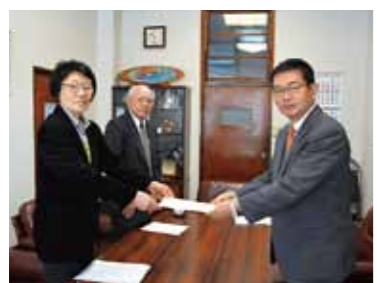


田畑子ども会が平成25年度県優良少年少女団体として表彰されました。

田畑子ども会は、公民館主催のグラウンドゴルフ大会と一緒に参加すること

で、高齢者の方々に元気を与え、地域の活性化に大きく貢献しています。また、活動前、活動中のあいさつや、活動後のお礼など礼儀や感謝の心などのマナーが代々引き継がれるなど他の子ども会の模範となっています。

Topic7 男女共同参画社会推進のための提言を市長に提出



12月10日、男女共同参画推進懇話会(山崎喜久枝会長)が「第2次枕崎市男女共同参画プランの取組状況」に関する提言書を市長に手渡しました。

この提言書は、平成24年に策定された第2次枕崎市男女共同参画プランの推進を図るために、13名の男女共同参画推進懇話会委員の皆さんが、市民の目線に立って、今後の男女共同参画社会推進に関するさまざまな提言を取りまとめたものです。市では、この貴重な提言をプランの推進に役立てていきたいと考えています。

Topic2 桜山小学校PTAに優良PTA文部科学大臣表彰



桜山小学校PTA(上竹親志会長)が平成25年度優良PTA文部科学大臣表彰を受賞しました。

これは、家庭学習充実に向けた「ノーマディアデー」や「家庭学習40・60・90運動」、中学校区内の3PTAの連携した行事や活動などが評価されたものです。

Topic3 関利治さんに全国社会教育委員連合表彰



関利治さんが一般社団法人全国社会教育委員連合表彰を受賞しました。

関さんは、地域のリーダーとして青少年育成や地域の活性化等に積極的にに関わり、平成18年からは市社会教育委員として本市及び南薩地区の社会教育に貢献しています。また、市社会教育委員会議長を7年務めるなど、永年にわたり社会教育の推進に尽力されています。関さんは「永年、社会教育に関わってきましたが、こんなに大きな賞をいただき誠に光栄です。これからも社会教育の推進に務めていきたいです」と話していました。

Topic4 瀬戸光代栄養教諭に県優秀教職員表彰



立神小学校の瀬戸光代栄養教諭が県優秀教職員表彰(学校体育・学校保健・学校給食分野)を受賞しました。

瀬戸教諭は、地産地消に積極的に取り組んでおり、昨年度は地場産物を生かした献立により「全国学校給食甲子園」に県代表として出場したほか、地場産物を豊富に取り入れたレシピを給食試食会などで保護者に紹介したりするなど児童や生徒、保護者の食育への関心を高めるための指導に努めています。瀬戸教諭は「周りの方々の支援のおかげで今回受賞できたと思います。みなさんに本当に感謝しています」と話していました。

Topic1 安全に活動するために～市消防団危険予知訓練



市消防団危険予知訓練が11月10日、地場産業振興センターで開催されました。

消防団危険予知訓練(S-KYT)は、消防団員が安全に活動するための訓練で、今回は各分団でリーダーとなる部長や班長などを対象に行われ、32人が参加しました。

講師に消防団員等公務災害補償等共済基金から3人の指導員を迎え、参加した団員らは、確認行動の指差し呼称や指差し唱和、活動の前に団員の健康状態を確認する健康危険予知訓練など、安全活動のためのさまざまな手法を学びました。

今回の訓練を、今後は各分団ごとに行う予定です。

県では、青少年の自立の精神と豊かな感性の醸成、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした「郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動」を家庭学校、職場、地域等が一体となつて推進しています。特に親子のふれあいや青少年の主体的活動を促進するため「青少年育成の日」と「家庭の日」については、条例で定めています。

■青少年育成の日【毎月第3土曜日】
・「郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動」の趣旨に沿った諸活動の推進

■非行防止活動の推進
●家庭の日【毎月第3日曜日】
家庭において青少年を中心に家庭(たんの1日)を過ごすようにしよう。

■有害図書等から青少年を守るために
青少年に有害と思われる図書等を収納している自動販売機が設置されると、青少年の健全育成が阻害されるおそれがあります。本市では事例がありませんが、土地を貸すときは次のことに注意して慎重に対応しま

しよう。

○自動販売機で販売する品物は何かしっかり確認する。(他の品物は収納しないことまで確認する)

○立会人を置いたり、録音するなど、あとで問題が発生した場合に備える。

○契約の内容をしっかりと確認する。相手は自動販売機の設置業者本人か

・契約の解除が出来るのかどうか

・契約期間や違約金の条項は適切かどうか

○土地の目的は何であるか市役所等で確認する。

・農地であればそのままでは自動販売機を置くことはできません。

■問合せ 枕崎市青少年育成センター(市民会館内) TEL 72-22221

親子のふれあいを大切に「青少年育成の日」、「家庭の日」

枕崎市青少年育成センター情報

太陽光発電設備に係る固定資産税(償却資産)について

太陽光発電設備は、固定資産税の課税の対象となる償却資産に該当する場合があります。下の表を参考に課税対象になるかを確認し、課税の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況の申告が必要です。ただし、償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

課税の対象となるか分からない場合や、課税標準額の計算、申告方法などご不明な点がございましたら、税務課固定資産税係までお問い合わせください。

○設置者及び発電規模別の課税区分

設置者	10kW以上の太陽光発電設備(余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備(余剰売電)
個人(住宅用)	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、課税の対象となります。	事業用資産とはなりませんので、課税の対象外となります。
個人(事業用)	事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人	発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	

※経済産業省の認定を受けた設備とは、発電をした電気を電気事業者へ売電する場合に必要な経済産業省が定めた認定基準を満たしている設備のことです。この認定を受けた発電設備については、新たに課税となる年度から3年度分に限り、償却資産の課税標準となるべき価格の3分の2に軽減されます。

■問合せ 税務課固定資産税係 TEL72-1111(内線156)